

2021 年 9 月 30 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 各位

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当

TEL：0120-957-706

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６３）」の

マスタ提供について

２０２１年９月２８日付で厚生労働省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６３）」より、臨時的な診療報酬の取扱いに関するマスタの公表を９月３０日に行うこと案内されました。

これにより、ORCAの開発元である日本医師会ORCA管理機構より、マスタ提供を９月３０日に行うとの連絡がありました。

※厚労省のマスタ公表状況により、ORCA管理機構からのマスタ提供時期が、前後する可能性もありますことをご了承ください。

１．提供されるマスタ

現在、６歳未満の患者様に対して初再診ごとに算定している「乳幼児感染予防策加算」が「１００点」から「５０点」へ変更されます。

２．医科外来等感染症対策実施加算の有効期限

医科外来等感染症対策実施加算の有効期限は「９９９９９９９」となっており、１０月１日以降も入力可能な状態です。

恐らく、上記のマスタ提供と同じタイミングで「２０２１年９月３０日」として有効期限が切れたマスタが提供されるものと考えます。

３．新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６３）のURL

下記URLよりご参照いただけます。

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20210930-02.pdf>

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。